

旭川医科大学基金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学基金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学基金規程（平成28年旭医大達第27号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。
※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>その他基金の目的達成に必要な事業として第5条に規定する委員会が特に認めた事業</u></p> <p>(略)</p> <p>(使途の特定等)</p> <p>第6条 <u>使途は、第3条に掲げる個別の事業等に特定する他、第2条の基金の目的全般とすることができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>(受入れの制限等)</p> <p>第7条 <u>寄附金は、基金が行う事業の原資として受入れるため、次に掲げる条件が付されている寄附金については、これを受け入れるこ</u></p>	<p>(略)</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) その他基金の目的達成に必要な事業</p> <p>(略)</p> <p>(使途の特定等)</p> <p>第6条 <u>学長は、寄附金の受入に当たり、寄附者があらかじめ使途を特定しない場合においては、これを特定させなければならない。なお、使途は、第3条に掲げる個別の事業等に特定する他、第2条の基金の目的全般とすることができる。</u></p> <p>(略)</p>

とができない。(新設)

(1) 特定の部署又は研究者個人を指定すること。

(2) 特定の研究内容を指定すること。

(3) 前各項に掲げるもののほか、基金の事業遂行上支障があると認められる条件

2 前項第1号又は第2号に該当する寄附金の申込みがあった場合は、旭川医科大学寄附金規程(平成16年旭医大達第175号。以下「寄附金規程」という。)において受入れを行うか検討するものとする。

(新設)

第8条 (略)

第9条 基金は、この規程及びこの規程に基づく定めによるほか、寄附金規程の定めるところによる。

(基金の経理)

第10条 基金の経理は、この規程及びこの規程に基づく定めによるほか、寄附金規程の定めるところによる。

第11条～第13条 (略)

附 則

この規程は、令和7年2月25日から施行する。

【改正理由】

基金に対する寄附金の受け入れ条件を明確にするため、所要の改正を行うものである。

第7条 (略)

第8条 基金は、この規程及びこの規程に基づく定めによるほか、旭川医科大学寄附金規程(平成16年旭医大達第175号)の定めるところによる。

(基金の管理)

第9条 基金は、この規程及びこの規程に基づく定めによるほか、旭川医科大学寄附金規程 (平成16年旭医大達第175号)の定めるところによる。

第10条～第12条 (略)